

川場村立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
川場村教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

川場村教育委員会では、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」による提言や「群馬県教育ビジョン」の趣旨等を踏まえて、会議の精選や研修等の見直し、勤務時間の記録など、多忙化解消に係る具体的な取組を通して、教職員が児童生徒と向き合える環境づくりを進めてきた。今後、教職員がより一層多忙化解消の進展を実感するとともに、「やりがい」をもって勤務に取り組むことは、川場村教育行政方針に掲げる「当事者意識をもって主体的に考え、判断し、行動する『川場村ふるさと人材』の育成」を実現するうえで不可欠なことである。

そこで、川場村教育委員会では、「川場村立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教職員が心身の健康を維持しながら児童生徒と向き合う時間を充実させて児童生徒に豊かな学びを届けるとともに、学校の取組を地域や関係者の理解を得ながら一層推進していく。

(2) 川場村の現状

○本村では、令和2年4月に、「川場村立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした結果、本村における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	1年通算 月平均	月45時間 を上回った 月の割合	月80時間 を上回った 月の割合	月45時間 以上の月が 6回以上の 者の割合	年間360時 間超えの者の 割合
校長2名	22.4時間	0%	0%	0%	0%
教頭2名	38.6時間	33.3%	0%	50.0%	50.0%
小学校教職員	35.2時間	32.6%	0%	21.4%	64.2%
中学校教職員	39.6時間	42.4%	4.5%	54.5%	72.7%

- ここ数年の取組で改善されているものの、依然として大きな課題が次の三つである。
 - ア 教頭の在校時間が多いこと。
 - イ 特に、中学校教職員の45時間を超える割合が高い。
 - ウ 小中学校共に個人差が大きい。
- アについては、4～5月の多忙期はやむを得ないが、他の教職員の退校を待たずに帰宅する習慣づけを支持・支援していきたい。
- イについては、部活動の公式戦開催期間に時間外在校時間が多くなっており、大きな改善は難しい状況であるが、川場学園が開校し、複数の教員が部顧問を担当できることから、主副顧問で放課後の部活動を見守る者と定時近くに退勤する者などを交替することにより時間外勤務等時間を減らせるよう支持・支援していく。また、令和7年度に引き続き、部活動の地域展開を推進し、土・日曜日の部活動を月一回休みとし、教員の負担軽減に努める。
- ウについては、校長の適切な支援や校内での共通理解の下、「遅くまでいる教員が熱心という文化」から「効率よく業務に当たり健康的に持続して勤務できることを大切にする考え方」に替え、職員全体で時間外在校等時間を減らす取組を支持・支援していく。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- *教頭については、月45時間以上の月を3回以内とし、年間の360時間超えを50%にする。
- *教育職員については、月45時間以上の月を4回以内とし、年間の450時間以内を100%とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- *年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とし、平均取得日数を15日程度とすることを推奨する。
- *ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を0%にするとともに、働きがいに係る質問への肯定的な回答割合を80%以上にし、教職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

○令和8年度～令和11年度

(取組内容の整理・状況により各年度の更新もありうる)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・登下校時の通学路における日常的な見守りは、教職員の業務とせず、「川場村子ども応援隊スマイル」を中心とした地域のボランティアの方々の通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・教職員の見回りは、学校の諸活動終了時点のみとし、その後は、警備会社に委ねることとする。（異常時や災害時の対応を除く）
- ・放課後から夜間に児童生徒が補導された場合の対応については、学校警察連絡協議会等において補導された児童生徒の引き取りは、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の管理（「3分類」③関係）

- ・金融機関による口座振替等を推進し、教職員が現金を扱う機会を減らす。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域学校協働活動推進員が、メール等を活用して関係者に連絡する現体制を継続する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・過剰な苦情や不当な要求等があった場合は、教育委員会に連絡をし、教育委員会主導の下に対処策を検討する。（スクールロイヤーなどの専門スタッフ、警察や児童相談所などの機関の活用を含む）

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することにより、調査の回答に

係る事務負担を軽減する。

- ◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
 - ・事務職員の積極的な参画を進める。
- ◇学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）
 - ・夏季休業中の学校プールの開放は行わない。
- ◇校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）
 - ・校舎の開錠は原則、7：45とし、それ以前の開錠は行わない。
 - ・児童生徒の活動が終了した時点で、用務員が校舎の施錠を行う。
- ◇清掃活動（「3分類」⑫関係）
 - ・清掃を行わない日を月に4日程度設定することを推奨する。
- ◇学校部活動（「3分類」⑬関係）
 - ・村の部活動ガイドラインに基づき、活動時間や休養日の基準を遵守する。
 - ・土・日曜日の部活動については、令和7年度に引き続き、月一回の学校における部活動を休止し、地域クラブ活動への自主的参加を促す。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を推進すべき業務

- ◇給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
 - ・食に関する指導については、学校栄養職員と連携する。
- ◇授業準備（「3分類」⑮関係）
 - ・デジタル教材やICTツールの活用を促進し、準備作業の効率化を図るとともに、教材の共有化を推進する。
- ◇学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）
 - ・デジタル技術の活用により評価業務の効率化と正確性を確保する。
- ◇学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
 - ・修学旅行における業者との調整は、事務職員との連携体制を構築する。
- ◇進路指導の準備（「3分類」⑱関係）
 - ・入試関連業務については、ICTの導入や組織的な確認により該当学年への負担軽減を図る。
 - ・進学に関する情報について、事務職員と協働しながらICTを活用して蓄積していく。
- ◇支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）
 - ・必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門スタッフ、警察や児童相談所

などの行政機関を活用する。

- ・不登校児童・生徒への対応においては、「つなぐんオンラインサポート（つなサポ）」との連携を図るとともに、オンラインによる学習支援・相談支援を活用する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを図る。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検項目の達成状況の向上を目指す。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、管理職が面談を行い、業務改善の希望等を聞き取りながら課題について全校で共通理解を図り、在校時間の短縮に向けた体制を整える。
- ・年次有給休暇については、管理職と教育委員会で取得状況を共有し、まとまった日数を連続して取得するよう支持・支援をする。また、夏季休業期間は4日間、冬季休業期間は2日間の取得を促進する。
- ・定時退校日を月に1回以上設定するよう指示・推進する。
- ・夏季休業日における「行事をもたない期間」や年末・年始の学校閉庁日は、原則、業務を行わない。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、学校の教育職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会や必要に応じて総合教育会議において報告するものとする。
- ・児童・生徒等の支援に当たる村費任用教職員（学習支援員）の配置を継続する。また、医療・福祉等の専門性を有する人材の確保や連携についても、首長関係部局や関係機関と連携を図る。
- ・教育委員会において学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられるときは、学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる場合や業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となる場合については、当該年度途中においても、速やかに個別の支援・指導を実施する。
- ・学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。